

Title	〔行政法一九〕告示後直ちに教育委員会を開くことの可否 (昭和三六年四月二七日最高一小法廷判決、破棄差戻)
Sub Title	
Author	金子, 芳雄(Kaneko, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.7 (1962. 7) ,p.118- 124
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620715-0118

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一般に就職難の状態にあること顯著な事実であり、Xが他に相当の資産をゆうし、あるいは、他に就職したとかの反証なきかぎり、Xならびにその扶養家族の生活が危殆にひんするおそれあり、かかる事情は行特法二条但書の訴願裁決をへるにより著しい損害を生ずるおそれある場合に該当するとし、Xの主張をいれ適法の訴とみとめる。

第二、転補処分の取消請求。教育委員会法・同規則等を綜合すると、教員の任免権はY委員会のおうするところであるが、異例に属さぬかぎり、教育長がY委員会の名において代決しうる。而して、本件は、Xの主張することく、異例に属する事例と認定しがたく、したがつて、本件転補処分取消請求には、その理由がない。

第三、懲戒処分取消請求。五月五日、教育委員による協議会を開催、同会は非公開が慣例であり、傍聴人による会議の混乱を防止するため、会議のおこなわれている市役所内へ関係者以外の立入を禁止した。そして、協議会終了後、委員会開会を決定し、その旨告示するとともに、委員会開会后直ちに秘密会に移行した。上述のごとき事實は、委員会公開の原則に反する。すなわち、多数の者が協議会・委員会の傍聴をなし、議場混乱のおそれありとせば、傍聴券発行等の手段により入場者を制限する等の手段を講ずればたり、報道関係者および当該学校関係以外の者のみ入場せしめんとすること

は、委員会が公開であつたといがたい。

また、委員会開会后ただちに秘密会に入つたとしても、これがため、非公開であつた秘密会以前の委員会が公開となるわけでない。換言すれば、秘密会に入ることにより、非公開のための瑕疵が治癒されるわけがなく、かつ、委員会が非公開であることは法の目的に照らし極めて重大なる瑕疵である。

さらに、本件懲戒処分が取消されれば、当該処分に基きて発生した法律関係、社会関係等に影響をおよぼすことはいうまでもないが、これがただちに公共の福祉に影響をおよぼすとはいいがたく、したがつて、行特法一条に規定する、いわゆる事情判決を本件に適用することができない。

【第二審判決】 控訴（控訴人Y委員会）棄却。

まず、本案前の訴願裁決を経由しない点、本件第一審提起の時点において、訴外人事委員会の審査判定は、未だなされていなかったが、その後、人事委員会においてY委員会の処分を支持する旨裁決された。したがつて、すでに訴願裁決がなされているゆえ、訴願裁決をへていないという瑕疵は治癒され、本訴は適法になつたと解する。

第二の転補処分にかんする点、本件教員移動は、とくに異例にぞくするとはいいがたく、また、政治的左遷人事と判定する証拠もな

い。したがつて、本件転補処分を違法と断じえない。

第三の懲戒処分にかんする点。当時施行されていた教育委員会法によると、教育委員会はその招集にあたり、急施を要する場合のほか、会議開催の場所・日時・会議に付議すべき事件を、市教育委員会にあつては開会の日前三日までに告示すべき旨規定する。かく、告示と開会との間に期間を設けるのは、教育委員会の会議の開催を一般に周知せしめてその公開の実をあげ、もつて教育委員会の会議の公正を担保せんとの趣旨に出たものであり、したがつて、右期間は訓示規定でなく、会議招集のための必要要件をさだめたものである。さらに、右条項にいう、急施を要する場合は、その付議すべき事件の性質内容等に照らし、三日間の期限をおくことが許されない場合、換言すれば、右の期間をすぎてから議決するのではその決議の実効をおさめないごとき緊急性のある場合をさすと解せられる。このため、本件においては、かかる緊急性なく、したがつて、急施を要する場合といいがたく、さらに、三日の期間をおかざる招集は、適法な招集があつたとはみとめがたい。

つぎに、いわゆる事情判決の点につき、本件はこれに該当しないこと、原審判決の理由が示すとおりである。

【上告理由】 第一点、原審判決は、急施を要する場合の解釈を誤り適用した違法がある。本件における法三四条四項但書の、急施を

要する場合は、会議招集自体が急施を要する場合をいう。したがつて、かかる場合は付議さるべき事件の性質内容からして会議の招集を急施せねばならぬ場合もあろうし、事件の性質内容自体からは必ずしも告示期間を置き得ないことはないが、行政措置を急ぐ事情にあり、告示期間を置くよりも一日も早く適宜の処置をとることが社会的要請であると認められる理由から会議の招集を急施せねばならぬ場合もある。要するに、法三四条四項但書は右の兩者をふくむものと解すべく、原審の見解は、法三五条四項の「会議招集の告示後に急施を要する事件があるときは……」の急施を要する事件の解釈につき適切といゆるも、急施を要する場合の解釈としては誤りというべきである。

第二点、原判決は積明権の不行使、審理不尽の違法がある。原判決は、会議は急施を要する場合でないにかかわらず、法定の告示期間を置かず招集されたゆえ、会議の招集に違法があり、したがつて、同会議で議決された懲戒処分は取消さるべしという。しかし、この意味の違法を理由とする取消は、被上告人Xが第一審・第二審をつうじ全く主張していないところである。第一審・第二審をとおし上告人・被上告人の論争の中心は、実に、会議の公開性・非公開性にあつた。このため、原審が緊急性をとりあげるならば、上告人に十分なる防禦方法を講ぜしめるごとく審理すべきである。

第三点。原審には理由不備の違法がある。原判決が、上告人の公開・非公開にかんする主張・立証を無視し、あらたに緊急性を問題とするならば、十分その理由を論ずべきところ、その理由をつくしていない。

第四点。原判決には経験則を無視した違法がある。原審が本件を急施を要する場合でないとする背後には、既に相当期間が経過していたのであるから、三日間の告示期間は置きえない筈がない、とする考えがそんなのであろう。しかし、急速に処理すべくして処理しえず、徒らに焦慮の下に遷延しているような場合には、処置が可能となつたとき、一日も早く処置をなさねばならぬこと、日常われわれの経験しているところであり、たとえ三日間であつても延びついでに延ばすという考え方は怠慢以外の何物でもない。かかる常識的なことを無視し、本件を急施を要する場合でないとする法解釈は誤りというべきである。

第五点。原判決は法の解釈を誤り、行政事件訴訟特例法一条を適用しなかつた違法がある。第一審判示は、非公開のごとき重大なる瑕疵にたいし、事情判決は下しえぬ旨のべる。そして、第二審は、非公開とはことなる招集手続の瑕疵を問題とするゆえ、かかる瑕疵につき事情判決を下すべきや否やを論ずべきところ、第一審理由をそのまま引用する。これ、両瑕疵の軽重を忘却し、あるいは、両者

を同一程度と考える点、右一条の解釈とその適用を誤つたものといわざるをえない。

【判旨】 破棄差戻。全員一致。

教育委員会法三四条四項但書にいう「急施を要する場合」とは、付議すべき事件の性質・内容が、同条本文に定める三日の期間経過後に議決するので、議決の実効を収めえない程度に緊急性がみとめられる場合にかぎり、会議の招集権者である委員長になんらの裁量権もみとめられないと解すべきでない。委員長は、当時の客観的情勢その他諸般の事情から、その事件が行政措置上急施を要する等の事情がないかどうかを考慮し、その裁量判断によりこれを決しうると解すべきである。したがつて、懲戒処分をめぐり緊迫した客観情勢が、もし真に当時存在していたとすれば、会議の招集手続に違法があつたといいたい。かく客観情勢の存否の認定は、本件の主要事項たるに、原審は十分の審理判断をとげず、判旨の理由のみをもつて上告人の主張を排斥している点、右但書の解釈を誤り、審理不尽、理由不備の違法をおかしたものであり、この違法は判決に影響をおよぼすこと明かであるから、原判決はこの点において破棄をまぬがれない。

【研究】 判示は正当のものとする。

本件第一審以来、当事者の問題とする争点は、①訴願前置主義の問題、②転補処分可否、③懲戒免職処分可否、④事情判決の問題、の四に大別しうる。そして、①の点にかんし、上告人は、上告理由でこれを争わない(第一審・第二審判示の可否はしばらくおく)。

②の点は、転補処分を教育委員会ですべきか、教育長が専決しうるかの問題であり、これは、結局、転補処分をめぐる諸行為が異例のものたるか否かの認定により決せられる。そして、異例のものなりや否やは、認定の前提となる諸行為の存在ないし真実性を度外視できず、かつ、この点は、審理に関与せざる者の容易にしりうるところでない。したがつて、異例なりや否やの認定が、著しく一般の良識より隔離せざるかぎり、一般の論ずべきかぎりでない。③の点が本件において終始論争の中心となる。第一審において、懲戒処分の可否は、委員会公開の原則という見地より争われ、第二審においても、当事者は引続き、この点に論争の中心をおいた。しかし、裁判所は、委員会招集手続の可否の点から論断する。このための控訴審の法解釈を、上告理由は鋭く論駁し、上告審も控訴審と異つた法解釈をくだす。そして、上告審の下す法解釈は、結局、懲戒処分により生じた緊迫した客観情勢の存否により、懲戒処分の適法性を左右する。④の点につき、懲戒処分が適法であれば事情判決は問題とならないこと当然である。そして、現段階において、懲戒処分の適

否は未定であり、かかる判決は極めて例外にぞくし、かかる判決の下されるのは極めて限られた(法文にいうがごとく公共の福祉に適合しないことが明かなる場合)事情のそんなるときに限定される。したがつて、本件のごとく、懲戒処分に適法の可能のあるとき、まず、処分の適否を確定すべく、上告理由に主張せられ乍ら、上告審で敢えて審理論断しないことも、当然とせねばならない。

さて、上告審における最高裁の見解を検討する。その述べるところの要旨は、緊迫せる客観情勢が存在するならば、委員会開催が急迫の場合に該当し、告示期間を省略し、委員会を開催・議決するも敢て違法でない、と論ずる。そして、かかる見解と控訴審の見解の対立は、法三四条四項但書の「急施を要する場合」の解釈の差異に由来する。しからは、「急施を要する場合」を如何に解決すべきか。

教育委員会法の右条項と同一趣旨の規定が地方自治法にもせんする。すなわち、同法一〇一条は、普通地方公共団体の議会は、長が招集するといひ、同条二項に、招集は、開会の日前、日までにこれを告示しなければならぬ。但し、急施を要する場合は、この限りでない、とする。また、同法一〇二条五項は、臨時会の開会中に急施を要する事件があるときは、……直ちにこれを会議に付議することができ、と規定する。そして、同法一〇一条の急施を要する場合につき、多くの裁判例がしめされている。そこで、これ等判決

の代表的見解を概観する。甲府地裁・昭和三十一年九月四日判決（行政事件裁判例集七卷九号二二八七頁）は、地方自治法一〇一条二項但書にいう急施を要する場合には、法定の猶予期間をおくを要せず、議員が集合できるだけの余裕を置いて招集すればよく、その招集方法も必ずしも告示を必要とせず、個々の議員にたいする告知により周知の方法を講ずれば足り、付議事件についても必ずしもあらかじめ告示することを要しないし、急施を要する場合であるか否かの認定は、招集権者の法規裁量行為に属するものと解すべきである、とする。これにたいし東京高裁・昭和三十三年七月二四日判決（行政事件裁判例集八卷七号一三三六頁）——本件は右甲府地裁事件の控訴審判決である——は、急施を要する場合は法定日数の余裕をおくことができない程度に緊急に招集する必要がある場合をさし、その急施を要するか否かの認定は、それが議会の運営に著しく妥当をかくとみとめられないかぎり、招集権者の裁量に任かされていると解すべきである、という。そして、議会の招集が急施を要する場合においても、議員および一般住民が告示をしつて招集に応じ、または、会議を傍聴することができる通常考えられるだけの時間の余裕を置いて、その招集および付議すべき事件を告示すべきを要す、ともいう。

これ等見解を補説すると、甲府地裁の見解は、付議事件（本件も

懲戒処分である）自体必ずしも緊急性をゆうするものでないが、客観的情勢に照らし急速に懲戒処分を決定する必要があるときは、急施を要する場合に該当する。そして、かかる客観情勢の認定は、経験律によるゆえ法規裁量とするのであろう。これにたいし、東京高裁の見解は、付議事件自体に緊急性を必要とする。しかし、緊急性がありや否や、したがつて議会の招集を急施せねばならぬかどうかの認定は、招集権の自由裁量であり、裁量の限界をこえた場合にのみ違法性生ず、と論ずるようである。

さて、教育委員会法・地方自治法にいう急施を要する場合を、付議事件そのものに緊急性をゆうする場合のみと解するは狭きに失し（その論拠とし上告理由当該部分参照）、最高裁の見解のごとき場合もふくめ判断するを妥当と考える。

このようにみてくると、本件の場合、懲戒処分に関連して生じた客観情勢から、処分の施行が急施を要するか否かを判断せねばならなくなる。そして、緊迫した客観情勢存否の認定は、経験律によりなざるべきであるから、認定につき招集権者に裁量があるとのべられても、その裁量は自由裁量でなく、いわゆる法規裁量であり、裁判所の審査対象となる（最高裁も法規裁量と解するからこそ、緊迫した客観情勢の存否を十分に検討するため、原審へ差戻している）。

最後に、本件控訴審には、研究すべき多くの問題をふくむ（控訴

審の見解の是非は別として)。しかし、本件上告審が、「急施を要する場合」をとりあげ、その余はこれを論じないため、本稿は他の問題点の研究を省略する。また、本件の根拠たる、教育委員会法はすでに廃止され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭三一・法一六二）が制定された。そして、教育委員会法における当該条項

は、現行法中発見できない。しかし、本稿にもふれたごとく、本件の問題点は、地方自治法の類似条項をみるさい、非常に参考となる。この点を附言し筆をおく。

(金子 芳雄)

〔商法 二五〕 会社役員でないことの確認を求める訴の提起と

商法二六一条の二の適用の有無

(松山地裁昭和三四年四月一日判決
昭和三十一年(ワ)第三八七号会社役員選任無効確認等請求事件
下級民集一〇卷四号七〇〇頁以下)

【判示事項】 取締役選任された者が株主総会における右取締役選任決議の取消または無効確認の訴を提起する場合には商法二六一条の二の適用があるが、選任決議不存在もしくは就任の承諾をしなかつたことを理由に、取締役でないことの確認を求める訴を提起する場合には同条の適用はない。

【事実】 (一)被告会社Yは、鉱業土石採取及び鉱産物・土石の売買等を目的とし、資本金二五〇万円を以て、昭和二十七年三月一八日設立された株式会社である。

(二)そして、このY会社の登記簿によれば、原告X₁ないしX₄はいず

れもY会社の取締役に、そして原告X₅はY会社の監査役に、それぞれ就任していることになつてゐる。

その間の事情を詳言すれば、Y会社は、まず、昭和三十一年六月三〇日の定時株主総会においてX₁ないしX₃及びX₅を取締役に、X₄を監査役に選任し、その承諾を得たとして、同年七月七日をもつてそれらの就任登記をなし、次に、同年八月七日X₅は取締役を、X₄は監査役をそれぞれ辞任したとなし、同八月七日X₅は取締役を、X₄は監査役に、X₅を監査役に選任し、その承諾を得たとして、同月十日をもつて退任及び就任の登記をなしたのであつた。